

女子差別撤廃条約選択議定書の批准に向けて環境整備を求める意見書

世界経済フォーラム2020年版世界ジェンダー・ギャップ指数における日本の総合スコアは0.652、順位は153か国中121位（前回は149か国中110位）と非常に低くなっている。

2020年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」では、「選択的夫婦別姓」について対応を進めるとの文言が削除され、「社会のあらゆる分野において2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度」とする目標は最長10年先延ばしになるなど、全体としてジェンダー平等から後退したものとなった。

2018年には大学医学部入試試験で女性受験者に不利な採点操作が行われていたことが発覚する等、日本の女性差別の根深さが明らかになる中、さらに新型コロナウィルス感染流行下においてジェンダー不平等の社会構造が女性に厳しい負担をもたらすことが改めて浮き彫りにされた。脆弱な立場に置かれやすい女性の視点に立った政策がなお一層強く求められている中、女性に対する差別撤廃の取組強化を図るため、女子差別撤廃条約選択議定書の批准を求める請願も国会へ提出されている。

女子差別撤廃条約はあらゆる分野における女性差別の撤廃を定めた条約で、その実効性を高めるため、同条約の選択議定書が1999年の国連総会で採択された。同条約を締結する189か国のうち、2020年7月時点で114か国が選択議定書を批准しているが、日本ではまだ批准していない。

選択議定書を批准することにより、同条約に定められた権利の侵害について「女子差別撤廃委員会」に対し、個人あるいは集団が同委員会に通報することができるようになり、国際的基準に違反しているかどうかの審査を受けることが可能になる。違反等がみられると判断された場合には同委員会から締結国に対し意見や勧告が行われ、この国際的基準を元とした判断は女性差別の解消に大きく寄与すると考えられる。

従って日本でも女子差別撤廃条約選択議定書を批准し個人通報制度を導入することで、ジェンダーによる差別的な法制度を見直し、ジェンダー平等を実現するための法整備を進めていくべきである。

よって、町田市議会は政府に対し、司法制度や個人通報を受け入れる実施体制等の課題を早急に解決し、環境整備を進めるとともに、選択議定書を速やかに批准するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。